

令和4年9月

## 第124回丹波市議会定例会議案書

**人事案件は  
白ページにしています。  
( P1 ~ P4 )**









議案第60号

丹波市過疎地域持続的発展計画の変更について

丹波市過疎地域持続的発展計画の変更について、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第10項において準用する同条第1項の規定により、議決を求める。

令和4年9月1日提出

丹波市長 林 時彦

議案第61号

情報系パソコン・プリンタ購入契約の締結について

情報系パソコン・プリンタ購入契約を次のとおり締結したいので、丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年丹波市条例第50号）第3条の規定により、議決を求める。

令和4年9月1日提出

丹波市長 林 時彦

- 1 物品名 情報系パソコン・プリンタ
- 2 契約金額 24,585,000円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 2,235,000円)
- 3 契約の相手方 名 称 株式会社 土田商事  
代表者 代表取締役 土田 博幸  
所在地 兵庫県丹波市柏原町母坪409番地の1

議案第62号

丹波市議会議員及び丹波市長の選挙における選挙運動の公費負担  
に関する条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市議会議員及び丹波市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年9月1日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市議会議員及び丹波市長の選挙における選挙運動の公費負担  
に関する条例の一部を改正する条例

丹波市議会議員及び丹波市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成19年丹波市条例第82号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第9条中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に改める。

第13条及び第14条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の丹波市議会議員及び丹波市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第63号

丹波市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年9月1日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

丹波市職員の育児休業等に関する条例(平成16年丹波市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であつて、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア(ア)中「第2条の4」を「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4」に、「、2歳」を「当該子が2歳」に、「引き続き」を「引き続いて任命権者と同じくする職(以下「特定職」という。)」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)

(当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下この(ア)において同じ。)において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第4号ウを削る。

第2条の3第3号中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である

場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって」を「養育する非常勤職員が」に、「該当するとき」を「該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合）」に改め、同号イを同号ウとし、同号ア中「非常勤職員がする」を「非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする」に、「配偶者がする」を「配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって」を「養育する非常勤職員が」に、「各号」を「各号に掲げる場合」に、「とき」を「場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）」に改め、同条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、第1号として次の1号を加える。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、同条第7号中「第2条の4」を「前条」に改め、同号を同条第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であって、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「当該任期の末日」を「当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日」に、「当該引き続き採用される」を「当該採用の」に改め、同号を同条第7号とする。

第3条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第10条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条（第5号に係る部分に限る。）及び第10条（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

議案第64号

市有財産の無償貸付について（旧芦田小学校）

旧芦田小学校活用事業の実施にあたり、次のとおり市有財産を無償貸付したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議決を求める。

令和4年9月1日提出

丹波市長 林 時彦

1 物件の所在地

丹波市青垣町田井縄371番地

2 貸付財産

特別教室棟（鉄筋コンクリート造2階建）1階の一部 304.75m<sup>2</sup>

3 貸付の相手方

名 称 一般社団法人 S S K T

代表者 代表理事 桐村 裕一

所在地 兵庫県丹波篠山市東岡屋778番地11

4 貸付の期間

令和5年1月1日から令和9年12月31日まで

議案第65号

丹波市廃棄物の適正処理、減量及び再利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市廃棄物の適正処理、減量及び再利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年9月1日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市廃棄物の適正処理、減量及び再利用に関する条例の一部を改正する条例

丹波市廃棄物の適正処理、減量及び再利用に関する条例（平成16年丹波市条例第136号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

可燃物	市長が指定する 大袋1袋につき	80円
	市長が指定する 中袋1袋につき	60円
	市長が指定する 小袋1袋につき	40円

」

を

「

可燃物	市長が指定する 大袋1袋につき	40円
	市長が指定する 中袋1袋につき	30円
	市長が指定する 小袋1袋につき	20円

」

に改める。

附 則  
(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。  
(手数料の改定に伴う経過措置)
- 2 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後に徴収する手数料について適用し、同日前に徴収すべき手数料については、なお従前の例による。

議案第66号

丹波市配偶者等からの暴力対策推進委員会設置条例の制定について

丹波市配偶者等からの暴力対策推進委員会設置条例を次のように定める。

令和4年9月1日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市配偶者等からの暴力対策推進委員会設置条例

(設置)

第1条 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第2条の3第3項に基づく市町村基本計画を策定し、及び当該計画の着実な推進を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、丹波市配偶者等からの暴力対策推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 市長の諮問に応じ、配偶者等からの暴力対策基本計画の策定及び変更に関する事項について調査及び審議すること。
- (2) 配偶者等からの暴力対策基本計画に基づく諸施策の進捗管理に関すること。
- (3) その他配偶者等からの暴力対策に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係行政機関を代表する者
- (3) 公共的団体から推薦を受けた者
- (4) 公募による市民
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総括し、委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

5 会長及び副会長の任期は、委員の任期とする。ただし、再任を妨げない。  
(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、会議において必要があると認めるとときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴き、又は必要な書類の提出及び説明を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り、これを定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(丹波市特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 丹波市特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年丹波市条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

地域福祉計画推進協議会 委員	医師、大学教授、准教授	1回	20,000
	上記以外	日額	7,000
障がい者施策推進協議会 委員	大学教授、准教授	1回	20,000
	上記以外	日額	7,000

」

を

「

地域福祉計画推進協議会 委員	医師、大学教授、准教授	1回	20,000
	上記以外	日額	7,000
配偶者等からの暴力対策 推進委員会委員	弁護士、医師、大学教授、 准教授	1回	20,000
	上記以外	日額	7,000
障がい者施策推進協議会 委員	大学教授、准教授	1回	20,000
	上記以外	日額	7,000

」

に改める。

議案第67号

丹波市都市計画マスタープランの改定について

丹波市都市計画マスタープランを改定したいので、丹波市議会の議決に付すべき事件に関する条例（平成23年丹波市条例第48号）第2条第5号の規定により、議決を求める。

令和4年9月1日提出

丹波市長 林 時彦

議案第68号

丹波市立鴨庄小学校の廃止について

丹波市立鴨庄小学校を廃止したいので、丹波市議会の議決を経なければならぬ重要な公の施設の利用等に関する条例（平成16年丹波市条例第59号）第3条の規定により、同意を求める。

令和4年9月1日提出

丹波市長 林 時彦

- 1 施設名 丹波市立鴨庄小学校
- 2 所在地 丹波市市島町上牧6番地
- 3 用途 学校
- 4 廃止年月日 令和5年4月1日

議案第69号

丹波市立山南中学校の廃止について

丹波市立山南中学校を廃止したいので、丹波市議会の議決を経なければならぬ重要な公の施設の利用等に関する条例（平成16年丹波市条例第59号）第3条の規定により、同意を求める。

令和4年9月1日提出

丹波市長 林 時彦

- 1 施設名 丹波市立山南中学校
- 2 所在地 丹波市山南町谷川4065番地
- 3 用途 学校
- 4 廃止年月日 令和5年4月1日

議案第70号

丹波市立和田中学校の廃止について

丹波市立和田中学校を廃止したいので、丹波市議会の議決を経なければならぬ重要な公の施設の利用等に関する条例（平成16年丹波市条例第59号）第3条の規定により、同意を求める。

令和4年9月1日提出

丹波市長 林 時彦

- 1 施設名 丹波市立和田中学校
- 2 所在地 丹波市山南町和田368番地1
- 3 用途 学校
- 4 廃止年月日 令和5年4月1日

議案第71号

丹波市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年9月1日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市立学校設置条例の一部を改正する条例

丹波市立学校設置条例(平成16年丹波市条例第72号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

吉見小学校	丹波市市島町上田222番地1
鴨庄小学校	丹波市市島町上牧6番地
三輪小学校	丹波市市島町酒梨205番地

」

を

「

吉見小学校	丹波市市島町上田222番地1
三輪小学校	丹波市市島町酒梨205番地

」

に改める。

別表第2中

「

山南中学校	丹波市山南町谷川4065番地
和田中学校	丹波市山南町和田368番地1
市島中学校	丹波市市島町上垣2002番地

」

を

「

山南中学校	丹波市山南町谷川1348番地
市島中学校	丹波市市島町上垣2002番地

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。  
(丹波市立学校施設使用条例の一部改正)
- 2 丹波市立学校施設使用条例(平成16年丹波市条例第73号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

吉見小学校	660円	440円	—
鴨庄小学校	330円	440円	210円
三輪小学校	330円	440円	210円
柏原中学校	660円	550円	—
氷上中学校	660円	550円	—
青垣中学校	660円	550円	—
春日中学校	660円	550円	—
山南中学校	660円	550円	—
和田中学校	660円	550円	—
市島中学校	660円	550円	210円

」

を

「

吉見小学校	660円	440円	—
三輪小学校	330円	440円	210円
柏原中学校	660円	550円	—
氷上中学校	660円	550円	—
青垣中学校	660円	550円	—
春日中学校	660円	550円	—
山南中学校	660円	550円	—
市島中学校	660円	550円	210円

」

に改める。

別表第2に次のように加える。

山南中学校	330円
-------	------

議案第72号

丹波市アフタースクール実施条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市アフタースクール実施条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年9月1日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市アフタースクール実施条例の一部を改正する条例

丹波市アフタースクール実施条例（平成26年丹波市条例第59号）の一部を次のように改正する。

別表第1吉見アフタースクールの項中「55人」を「80人」に改め、同表鴨庄アフタースクールの項を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第73号

丹波市立薬草薬樹公園条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市立薬草薬樹公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年9月1日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市立薬草薬樹公園条例の一部を改正する条例

丹波市立薬草薬樹公園条例（平成18年丹波市条例第76号）の一部を次のように改正する。

第3条中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号を第4号とする。

第12条第1項及び第18条中「別表第4」を「別表第3」に改める。

別表第2を削り、別表第3を別表第2とし、別表第4を別表第3とする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。